

担 当	いわき労働基準監督署 副 署 長 馬場 正博 第一方面主任監督官 松尾 佑輔 電話0246 23 2255
--------	--

労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

～塵芥車の詰まり解消作業に際し、危険防止措置を怠った疑い～

いわき労働基準監督署（署長 針生達矢）は、本日、株式会社三島建材及び同社現場責任者を労働安全衛生法違反の疑いで、福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) 株式会社三島建材

（本社所在地：福島県いわき市中岡町6丁目7番地の11、業種：園芸サービス業）

(2) 同社 現場責任者A （38歳・男性）

2 事件の概要

令和5年8月30日、いわき市江畑町に所在する常磐自動車道上り線162.8キロポスト付近において、株式会社三島建材の労働者4名が中央分離帯の樹木の剪定ゴミを塵芥車へ積込作業中、塵芥車の排出板の詰まりが生じたため、詰まりの原因の可能性のある干渉物を直接手で取り除こうとした労働者Bが、急に動き出した圧縮装置とホッパの内壁との間に頭部をはさまれ、重症頭部外傷により死亡するという労働災害が発生した。

現場の安全管理を担当していた被疑者Aは、労働者Bに対し、上記の詰まりの解消作業を行わせるに当たり、危険な箇所に覆いを設ける等、運転中の機械から生じる危険を防止するために必要な措置を講じることなく当該作業を行わせた疑い。

3 罪名及び罰条

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第107条第1項（掃除等の場合の運転停止等）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

4 参考資料

別紙1 関係法令

別紙2 災害発生状況概略図

関係法令

（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生法第 20 条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二、三（略）

（掃除等の場合の運転停止等）

労働安全衛生規則第 107 条

1 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2（略）

（罰則）

労働安全衛生法第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者

二～四（略）

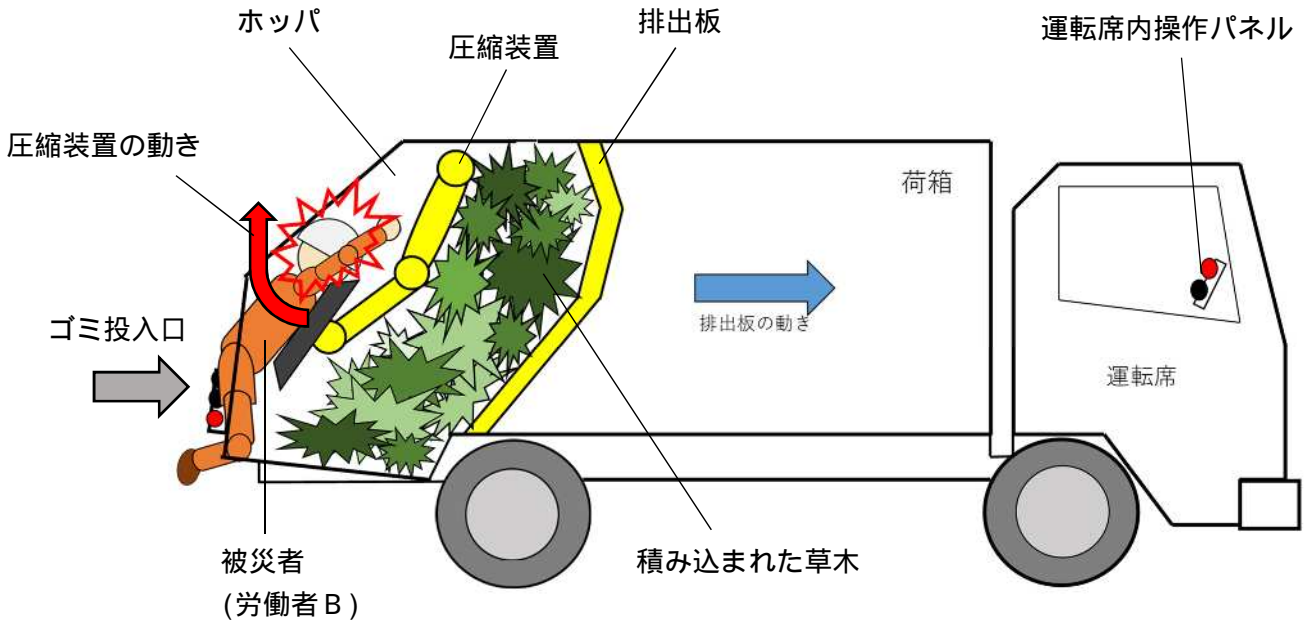
（両罰）

労働安全衛生法第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

災害発生状況概略図

【塵芥車断面図】



【塵芥車後方から見た図】

